

岩手県告示第90号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定する。

令和8年2月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 中間検査を行う区域 岩手県の区域のうち、盛岡市の区域を除く区域
- 2 中間検査を行う期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、次に掲げる建築物。ただし、法第68条の20の規定に適合するもの及び法第85条の適用を受けるものを除く。
  - (1) 共同住宅の用途に供する建築物で、階数が3以上のもの
  - (2) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、地階を除く階数が3以上、かつ、その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
  - (3) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物（前2号に掲げる用途に供する建築物を除く。）で、地階を除く階数が3以上、かつ、その用途に供する部分が3階以上の階にあるもの
- 4 指定する特定工程 2の期間内に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請が行われた建築物の工事で次の表に掲げる工程

建築物の用途	建築物の構造	指定する特定工程		
共同住宅	木造	基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	建築物の地上部分の階数を2で除した数値（端数が生じた場合は切上げ）に1を加えた階（以下「中間階」という。）の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
ホテル又は旅館	木造	基礎の配筋工事	2階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事	中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造		2階の床版の取付工事	中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造		2階の床及びはりに鉄筋を配置する工事	中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事
法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する建築物（共同住宅、ホテル及び旅館の用途に供する建築物を除く。）	木造	基礎の配筋工事		中間階の構造耐力上主要な部分の緊結を完了する工事
	鉄骨造			中間階の床版の取付工事
	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造			中間階の床及びはりに鉄筋を配置する工事

- 5 指定する特定工程後の工程 特定工程に係る部分のコンクリート打設又は内外装工事